

- 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行												
<p><b>○ 略語とその定義一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">保護法等ガイドライン</td> <td style="vertical-align: top;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>仮名加工情報・匿名加工情報編</u>）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>II-1-6 個人情報保護対応</b>  <b>II-1-6-1 意義</b>          組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データ又は特定個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法等ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。          個人情報取扱事業者である農事組合法人については、組合に準じて指導する。また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。</p>	略 語	定 義	(略)	(略)	保護法等ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ <u>仮名加工情報・匿名加工情報編</u> ）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）	<p><b>○ 略語とその定義一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">保護法等ガイドライン</td> <td style="vertical-align: top;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>匿名加工情報編</u>）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>II-1-6 個人情報保護対応</b>  <b>II-1-6-1 意義</b>          組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データ又は特定個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は<del>き</del>毀損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法等ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。          個人情報取扱事業者である農事組合法人については、組合に準じて指導する。また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。</p>	略 語	定 義	(略)	(略)	保護法等ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ <u>匿名加工情報編</u> ）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）
略 語	定 義												
(略)	(略)												
保護法等ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ <u>仮名加工情報・匿名加工情報編</u> ）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）												
略 語	定 義												
(略)	(略)												
保護法等ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ <u>匿名加工情報編</u> ）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）												

なお、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ-3-2-3、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ-4-7についても参照する。

### Ⅱ-1-6-3 監督手法・対応

#### (1) 行政庁への報告

##### ① 個人データの漏えい等に係る報告

組合は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあつては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに地方農政局等宛て報告することとする。また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、直ちに協同組織課宛て報告するものとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 38 条第 1 項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第 143 条第 1 項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報の保護に関する法律施行令第 38 条第 3 項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

##### ② 特定個人情報の漏えい等に係る報告

組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正の目的をもって、特定個人情報が利用・提供され、又は利用・提供されたおそれ

なお、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ-3-2-3、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ-4-7についても参照する。

### Ⅱ-1-6-3 監督手法・対応

#### (1) 行政庁への報告

組合は、個人データ等の漏えい等の事案が発生した場合等には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）の規定及び関連通知等により、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあつては、都道府県知事）に報告するよう努めることとされているが、都道府県知事は当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局等宛て報告するものとする。

ただし、①漏えいした個人情報の量が多い事案（おおむね 500 件以上）、②機微情報が漏えいしている等二次被害の可能性のある事案、③特定個人情報が漏えいした事案、④類似事案の発生する可能性が大きい事案、⑤公表予定の事案については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第 21 条第 2 項に基づき、農林水産大臣が自ら個人情報保護法第 40 条第 1 項に規定する検査等事務を行うこと又は個人情報保護法第 45 条に基づいて農林水産大臣が行う個人情報保護委員会への請求について検討する必要があることから、こうした事案が発生した場合については、速やかに都道府県知事から地方農政局等に対して報告するよう要請するものとする。特に③については、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）に定める重大な事態に該当する場合は、個人情報保護委員会に直ちに報告する必要があるため、都道府県知事から地方農政局等に対して直ちに報告するよう要請するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

なお、個人情報保護法施行令第 21 条第 1 項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第 40 条第 1 項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報保護法施行令第 21 条第 3 項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

がある事態、③漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態等)が生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告することとされている。

また、上記にかかわらず、特定個人情報の漏えい等が生じたときは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の規定により、個人情報保護委員会に報告するよう努めることとされている。

組合が個人情報保護委員会にこれらの報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣(都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事)に情報提供するよう要請することとするとともに、都道府県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局等宛て報告するものとする。地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

(関連通知等)

- ・ 「事業所管大臣への権限の委任等について」(令和4年3月4日付け個情第286号個人情報保護委員会委員長通知)  
(削る)
- (削る)
- (削る)
- ・ 「個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応要領」(平成29年5月25日付け29広第66号大臣官房広報評価課長通知)

### ③ 信用事業及び共済事業における個人情報の漏えい等に係る報告

上記①及び②に加え、信用事業実施組合及び共済事業実施組合は、信用事業命令第14条の3の2又は施行規則第30条の2の2により、信用事業又は共済事業において、個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、その旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならないとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合

(関連通知等)

- ・ 「事業所管大臣への権限の委任等について」(令和3年4月1日付け個情第259号個人情報保護委員会委員長通知)
- ・ 「個人データ等の漏えい等事案が発生した場合の対応について(通知)」(平成29年5月30日付け個情第774号個人情報保護委員会事務局長)
- ・ 「個人データ等の漏えい等事案が発生した場合の対応における留意事項について」(平成29年5月30日付け個人情報保護委員会事務局参事官)
- ・ 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)
- ・ 「個人情報保護委員会の報告徴求等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領」(平成29年5月25日付け29広第66号大臣官房広報評価課長通知)

は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局等宛て報告するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

(2) (略)

### Ⅲ-2-3-1-1 会計監査人設置組合等の会計処理

企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（1）又は（2）に掲げる組合（以下「会計監査人設置組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

(1) (略)

(2) (1) に掲げる組合以外で法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合

会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

(略)

- ・ 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日付け企業会計基準委員会）

### Ⅲ-2-3-3 決算書類の作成

法第 36 条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

### Ⅲ-2-3-1-1 会計監査人設置組合等の会計処理

企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（1）又は（2）に掲げる組合（以下「会計監査人設置組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

(1) (略)

(2) (1) に掲げる組合以外で法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合

会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

(略)

- ・ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日付け企業会計基準委員会）

### Ⅲ-2-3-3 決算書類の作成

法第 36 条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 個別記載項目に係る留意事項

①～⑦ (略)

⑧ 附属明細書においては、組合と役員との間の取引明細の開示が求められている(施行規則第142条第3号)。当該明細については、役員が組合との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、組合に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

(関連通知)

「農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員に対する金銭債権等の開示について(回答)」(平成15年12月11日付け経営第4831号経営局協同組織課長・金融調整課長通知)

(2) 個別記載項目に係る留意事項

①～⑦ (略)

⑧ 附属明細書においては、組合と役員との間の取引明細の開示が求められている(施行規則第141条第1項第7号)。当該明細については、役員が組合との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、組合に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

(関連通知)

「農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員に対する金銭債権等の開示について(回答)」(平成15年12月11日付け経営第4831号経営局協同組織課長・金融調整課長通知)

附 則

(施行日)

この規定による変更は、令和4年4月1日から施行する。